

## 第2章

### 史跡の概要



## 第2章 史跡の概要

### 1. 指定に至る経緯

1959（昭和34）年に奈良国立文化財研究所が中心となって行った吉野川分水の東部幹線水路建設に伴う発掘調査で、内郭北端部の柱列が検出された。昭和35年（1960）から調査主体は、奈良県立橿原考古学研究所となり、約半世紀にわたって飛鳥宮跡の調査が継続された。この初期の調査で、北一本柱列、方形に石組溝や内郭の北東隅、内郭北東部の大型掘立柱建物などが相次いで確認された。

1972（昭和47）年4月20日にこの範囲が、「伝飛鳥板蓋宮跡」として国史跡に指定された（昭和47年4月10日文部省告示第36号）。

その後、1983（昭和58）年1月12日及び同年5月19日に内郭南東区画及び内郭前殿、正殿の一部を含む一帯が追加指定された。（昭和58年1月12日文部省告示第5号及び昭和58年5月19日文部省告示第67号）

さらに1992（平成4）年4月21日には、内郭南東区画について、昭和58年の追加指定箇所に隣接する箇所が新たに追加指定された。（平成4年4月21日文部省告示第58号）。また、2016（平成28）年10月3日には、Ⅲ期遺構（後飛鳥岡本宮・飛鳥浄御原宮）の内郭北区画南端付近と南区の一角にあたる部分等が新たに追加指定されるとともに、長年の調査研究によって本史跡が飛鳥板蓋宮を含む歴代の宮跡であることが確定したことに鑑み、その名称が「伝飛鳥板蓋宮跡」から「飛鳥宮跡」に変更された。

### 2. 指定の状況

#### (1) 指定告示

##### ① 指定名称

飛鳥宮跡（平成28年10月3日 伝飛鳥板蓋宮跡から名称変更。）

##### ② 所在地

奈良県高市郡明日香村大字岡

##### ③ 指定地域

史跡指定 昭和47年4月10日 文部省告示第36号	奈良県高市郡明日香村岡323番、325番、326番、327番、 328番、329番 上の地域内に介在する道路敷、水路敷を含む。
追加指定 昭和58年1月12日 文部省告示第5号	奈良県高市郡明日香村大字岡字木ノ辻37番、38番 同 字川原屋辻51番、52番の5
追加指定 昭和58年5月19日 文部省告示第67号	奈良県高市郡明日香村大字岡字川原屋辻35番の3

## 第2章 史跡の概要

追加指定 平成4年4月21日 文部省告示第58号	奈良県高市郡明日香村大字岡字川原屋辻52番の1
追加指定 平成28年3月1日 文部科学省告示第35号	奈良県高市郡明日香村大字岡 34番3、34番4、43番2、44番2、48番、50番、53番3、 250番1、251番1、252番、253番、254番、255番、256番 1、257番1、258番、259番、260番、262番3、264番1、 314番1、315番、322番、324番、330番1、330番2、331 番、332番、333番1、333番3、333番4、346番、347番1、 347番2、347番3、347番4、349番、350番  奈良県高市郡明日香村大字岡260番に西接し同333番4西 接するまでの道路敷、同250番1に東接する水路敷、同251 番1に北接する水路敷、同253番に西接する道路敷に西接 する水路敷、同254番と259番に西接する水路敷、同257 番1に南接する水路敷、同260番と同315番に北接する水 路敷、同331番に西接する水路敷を含む。
追加指定・名称変更 平成28年10月3日 文部科学省告示第44号	奈良県高市郡明日香村大字岡 53番1、261番1、334番 奈良県高市郡明日香村大字岡37番に東接し同50番に東接 するまでの水路敷に東接する道路敷、同37番に東接し同50 番に東接するまでの水路敷を含む。
追加指定 令和元年10月16日 文部科学省告示第83号	奈良県高市郡明日香村大字岡313番2、55番2

### ④ 指定面積

36,537.28 m<sup>2</sup>（県有地 30,323.58 m<sup>2</sup>）（私有地 6,213.70 m<sup>2</sup>）

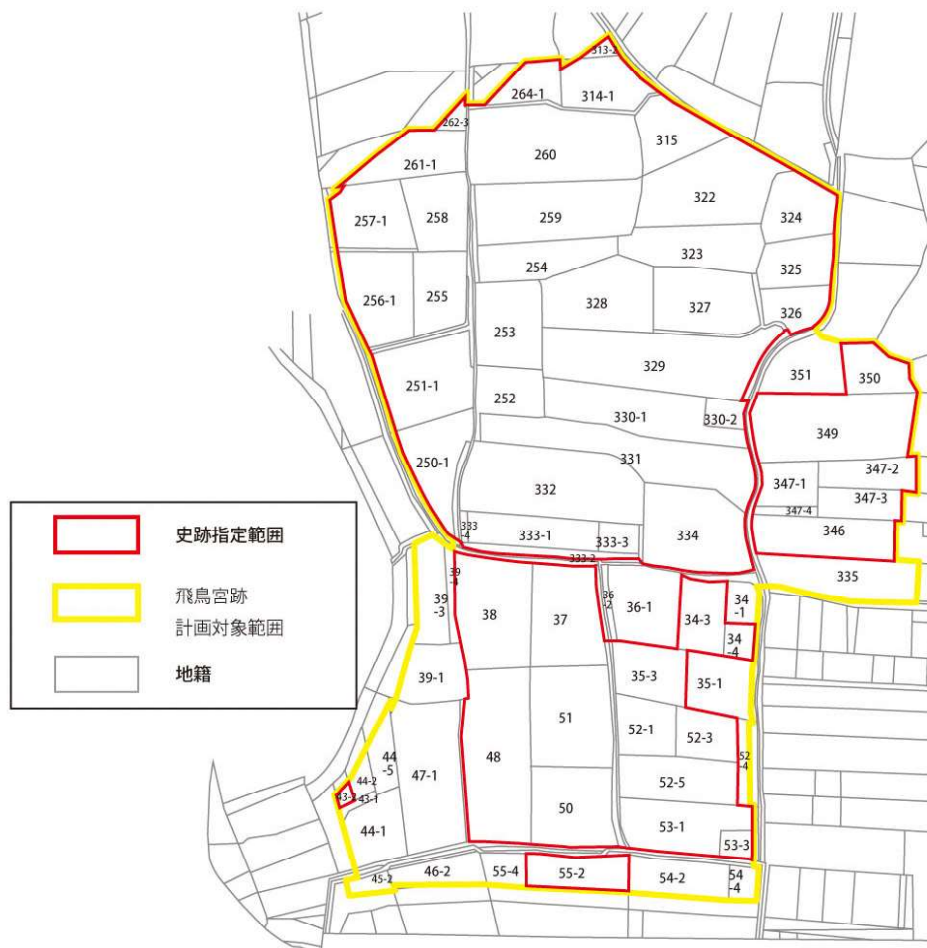


図 2-1 地籍図

第2章 史跡の概要

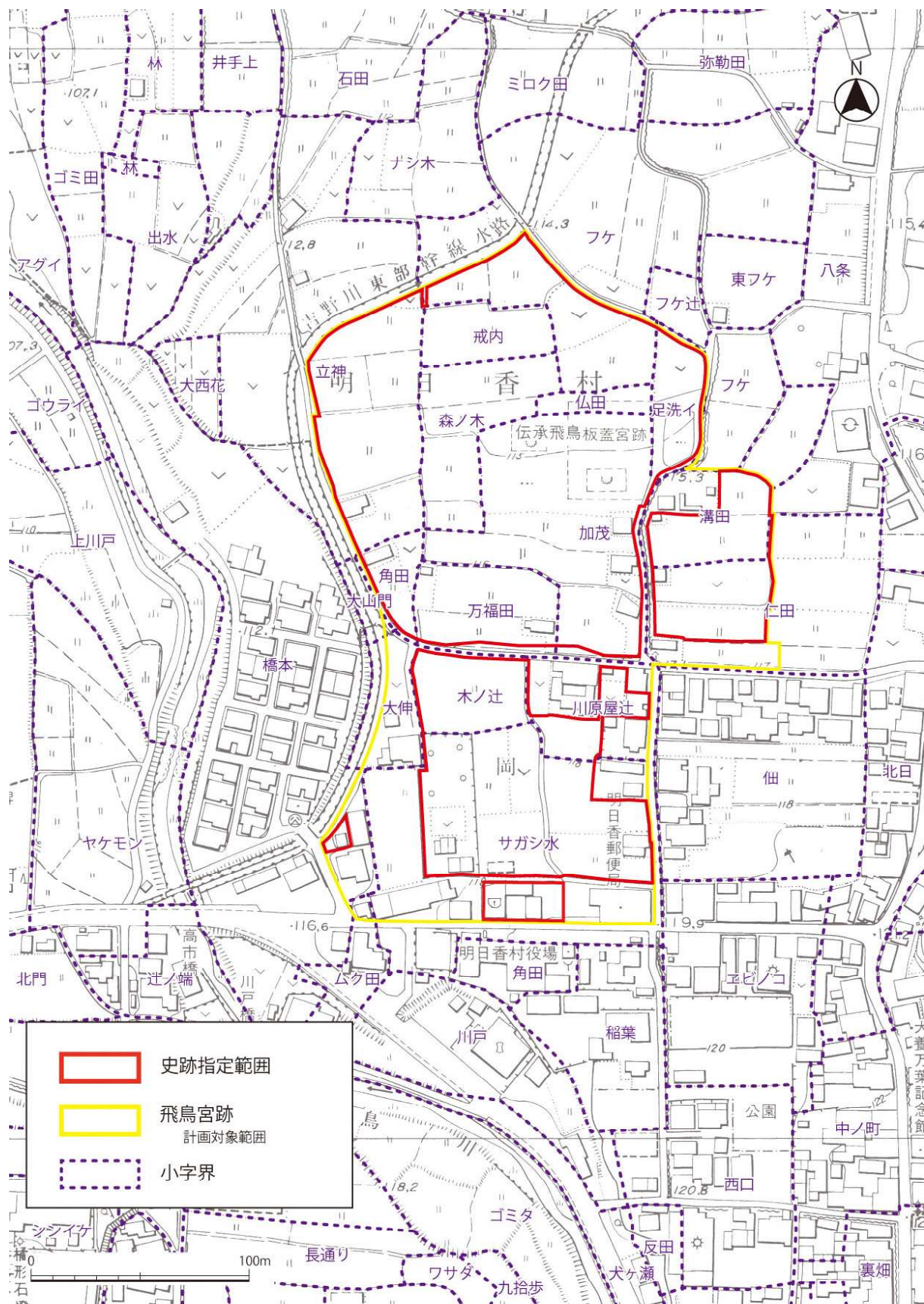


図 2-2 小字界図

## (2)指定説明文とその範囲

### ① 昭和47年 指定時の指定文

飛鳥板蓋宮の所在地については、いくつかの説があるが、そのうちで遺構の存在が確認されているものは、飛鳥川東岸の現在の岡部落北方の平坦地である。この地域では、昭和34年以来継続的に調査が実施されており、多くの遺構遺物の検出をみている。その中心部とみられるのは、この平坦地の南西寄りの部分で、東西約130m、南北230m以上と推定される回廊を巡らす一郭をなしており、そのほかにも遺構は広く分布している。現在なおこれらの遺構が飛鳥板蓋宮のものだとする確証はあがっていないが、出土した遺構が古代の宮殿関係のものであることは確実であり、飛鳥地方の歴史を考えるうえで重要なものである。

### ② 平成28年 名称変更時の指定文

伝飛鳥板蓋宮跡は、奈良盆地東南端、奈良県高市郡明日香村岡に所在する、7世紀代の宮跡である。遺跡は、飛鳥川東岸に広がる低位段丘面、三方を丘陵に囲まれた盆地状の地形に立地する。推古天皇がそれまで多くの宮が営まれた磐余（桜井市）を離れ、崇峻天皇5年（592）、飛鳥にほど近い豊浦宮に即位して以降、持統天皇8年（694）に持統天皇が藤原宮に遷都するまでの約100年間、歴代天皇の宮は、一時的な期間を除き、飛鳥周辺に経営されていた。飛鳥岡本宮は、舒明天皇が同天皇2年（630）に「飛鳥岡の傍」（『日本書紀』）に造営した宮で、同天皇8年焼失した。飛鳥板蓋宮は、舒明天皇の死去に伴い即位した皇極天皇が、同天皇元年（642）造営を開始し、翌年遷った宮で、中大兄皇子が蘇我入鹿を殺害した乙巳の変（645）の舞台として史上有名である。難波遷都の期間を挟み、斉明天皇元年（655）、皇極は斉明天皇として重祚し、飛鳥岡本に新たに宮を造営して後飛鳥岡本宮と名付けた。天智天皇の大津遷都期（667～672）を経て、天武天皇元年（672）、壬申の乱に勝利した天武天皇が岡本宮の南に営んだ宮が飛鳥浄御原宮で（『日本書紀』天武天皇元年）、引き続き持統天皇が使用し、藤原宮遷都に至った。

これらの飛鳥諸宮の所在地をめぐることは、江戸時代以来、諸説が展開していた。そうした中、飛鳥板蓋宮跡については、飛鳥川東岸の岡集落北方の平坦地が有力とされ、昭和34年に奈良国立文化財研究所が、同35年からは奈良県立橿原考古学研究所が継続調査を実施した。その結果、この平坦地の南西寄りの部分で、回廊を巡らす一郭をなす遺構等を検出した。これらの遺構が飛鳥板蓋宮のものだとする確証はあがっていなかったが、古代の宮殿関係のものであることは確実であり、飛鳥地方の歴史を考える上で重要なものであることから、昭和47年（1972）、伝飛鳥板蓋宮跡として史跡に指定され、その後、追加指定が三度行われてきた。

現在までに、指定地とその周辺における奈良県立橿原考古学研究所の発掘調査は176次を数え、当該地一帯の遺構の内容が判明してきた。その成果によれば、遺構には3期の時期変遷があり、Ⅱ期以降の遺構が正方位であるのとは異なり、Ⅰ期遺構は北で西に約20度振れた掘立柱建物、石敷等を検出している。Ⅱ期遺構は、Ⅰ期遺構が廃絶した後に大規模な土地造成を行って造営され、何らかの中心施設を囲む回廊状の方形区画（東西約190m、南北約198m以上）と、掘立柱建物、塀、石組溝等を検出した。

## 第2章 史跡の概要

Ⅲ期遺構は、内郭、エビノコ郭、外郭からなり、内郭と外郭だけからなる段階をⅢ－A期、内郭東南にエビノコ郭が付加され、外郭も含めて再整備された段階をⅢ－B期とする。内郭は、掘立柱塀で区画され、南北約197m、東西は南辺約152m、北辺約158mの逆台形である。内郭は東西塀により東西に長い南区画とほぼ正方形の北区画に分かれ、南区画は砂利敷で、南辺中央に南門、中央に大型建物（内郭正殿）等が配置される。北区画は石敷で舗装され、その南半中央に大型建物（南及び北の正殿）を、その北に東西棟の長舎建物、東西棟建物等や井戸がある。エビノコ郭は、内郭の東南に位置し、周囲を掘立柱塀で区画された東西約92から94m、南北約55.2mの長方形の砂利敷区画である。西辺に正門を、区画中央には当遺跡最大規模を誇る東西棟建物（桁行9間、梁行5間）がある。内郭とエビノコ郭の東側では南北掘立柱塀の外郭施設を確認しているが、南限及び北限は未検出である。

遺構の様相や出土遺物等から、これらの遺構群は飛鳥時代の宮殿に関わるものと考えられ、Ⅰ期遺構は舒明天皇の飛鳥岡本宮、Ⅱ期遺構は皇極天皇の飛鳥板蓋宮、Ⅲ－A期遺構は斉明天皇・天智天皇の後飛鳥岡本宮、Ⅲ－B期遺構は天武天皇・持統天皇の飛鳥浄御原宮にそれぞれ比定されると考えられている。こうした成果を受けて、平成28年3月には、内郭部分を中心として大規模な追加指定を行った。

今回、Ⅲ期遺構の内郭北区画南端付近と南区の一角にあたる部分等を追加指定するとともに、長年の調査研究によって本史跡が飛鳥板蓋宮を含む歴代の宮跡であることが確定したことに鑑み、その名称を「伝飛鳥板蓋宮跡」から「飛鳥宮跡」に変更するものである。

### ③ 令和元年 追加指定文

飛鳥宮跡は、奈良盆地東南端、奈良県高市郡明日香村岡に所在する、7世紀代の宮跡である。遺跡は、飛鳥川東岸に広がる低位段丘面、三方を丘陵に囲まれた盆地状の地形に立地する。

推古天皇がそれまで多くの宮が営まれた磐余（桜井市）を離れ、崇峻天皇5年（592）、飛鳥に近い豊浦宮に即位して以降、持統天皇8年（694）に持統天皇が藤原宮に遷都するまでの約100年間、歴代天皇の宮は、一時的な期間を除き、飛鳥周辺に経営されていた。飛鳥岡本宮は、舒明天皇が同天皇2年（630）に「飛鳥岡の傍」に造営した宮で、同天皇8年焼失した。飛鳥板蓋宮は、舒明天皇の死去に伴い即位した皇極天皇が、同天皇元年（642）造営を開始し、翌年遷った宮で、中大兄皇子が蘇我入鹿を殺害した乙巳の変（645）の舞台として史上有名である。難波遷都の期間を挟み、斉明天皇元年（655）、皇極は斉明天皇として重祚し、飛鳥岡本に新たに宮を造営して後飛鳥岡本宮と名付けた。天智天皇の天津遷都期（667～672）を経て、天武天皇元年（672）、壬申の乱に勝利した天武天皇が岡本宮の南に営んだ宮が飛鳥浄御原宮であり、引き続き持統天皇が使用し、藤原宮遷都に至った。

これらの飛鳥諸宮の所在地をめぐることは、江戸時代以来、諸説が展開していた。そうした中、飛鳥板蓋宮跡については、飛鳥川東岸の岡集落北方の平坦地が有力とされ、昭和34年に奈良国立文化財研究所が、同35年からは奈良県立橿原考古学研究所が継続調査を実施した結果をもとに、昭和47年（1972）、伝飛鳥板蓋宮跡として史跡に指



定された。その後、奈良県立橿原考古学研究所の継続的な発掘調査によって、遺構には三期の時期変遷があり、

遺構の様相や出土遺物等から、Ⅰ期遺構は舒明天皇の飛鳥岡本宮、Ⅱ期遺構は皇極天皇の飛鳥板蓋宮、Ⅲ-A期遺構は斉明天皇・天智天皇の後飛鳥岡本宮、Ⅲ-B期遺構は天武天皇・持統天皇の飛鳥浄御原宮にそれぞれ比定されることが考えられるようになった。こうした成果を受けて、平成28年に追加指定を行うとともに、その名称を飛鳥宮跡に変更したところである。

今回、内郭南方で南門 SB8010 の前面、及び内郭北方の条件の整った地点を追加指定し、保護の万全を図るものである。

④ 指定範囲

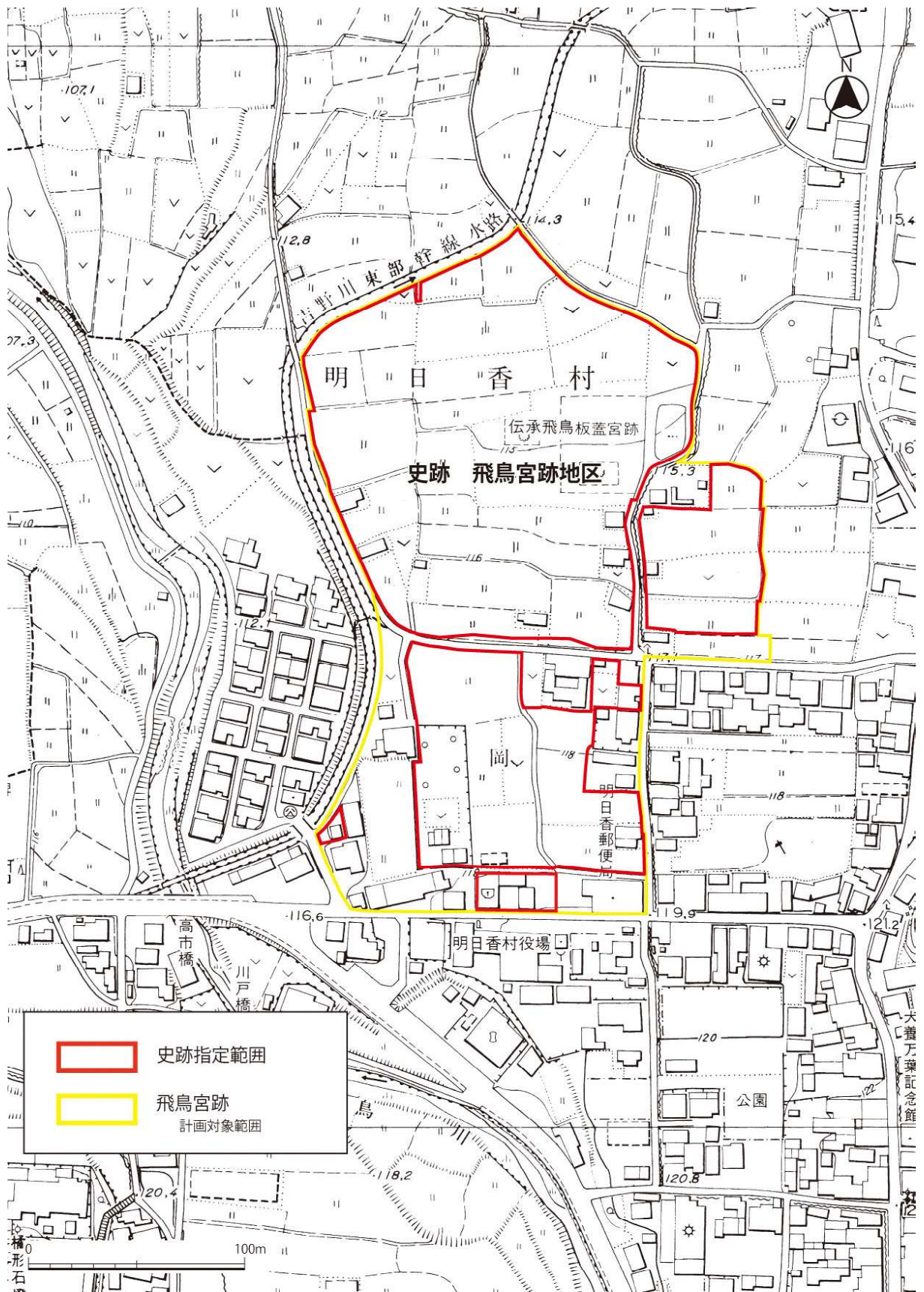


図 2-3 指定範囲

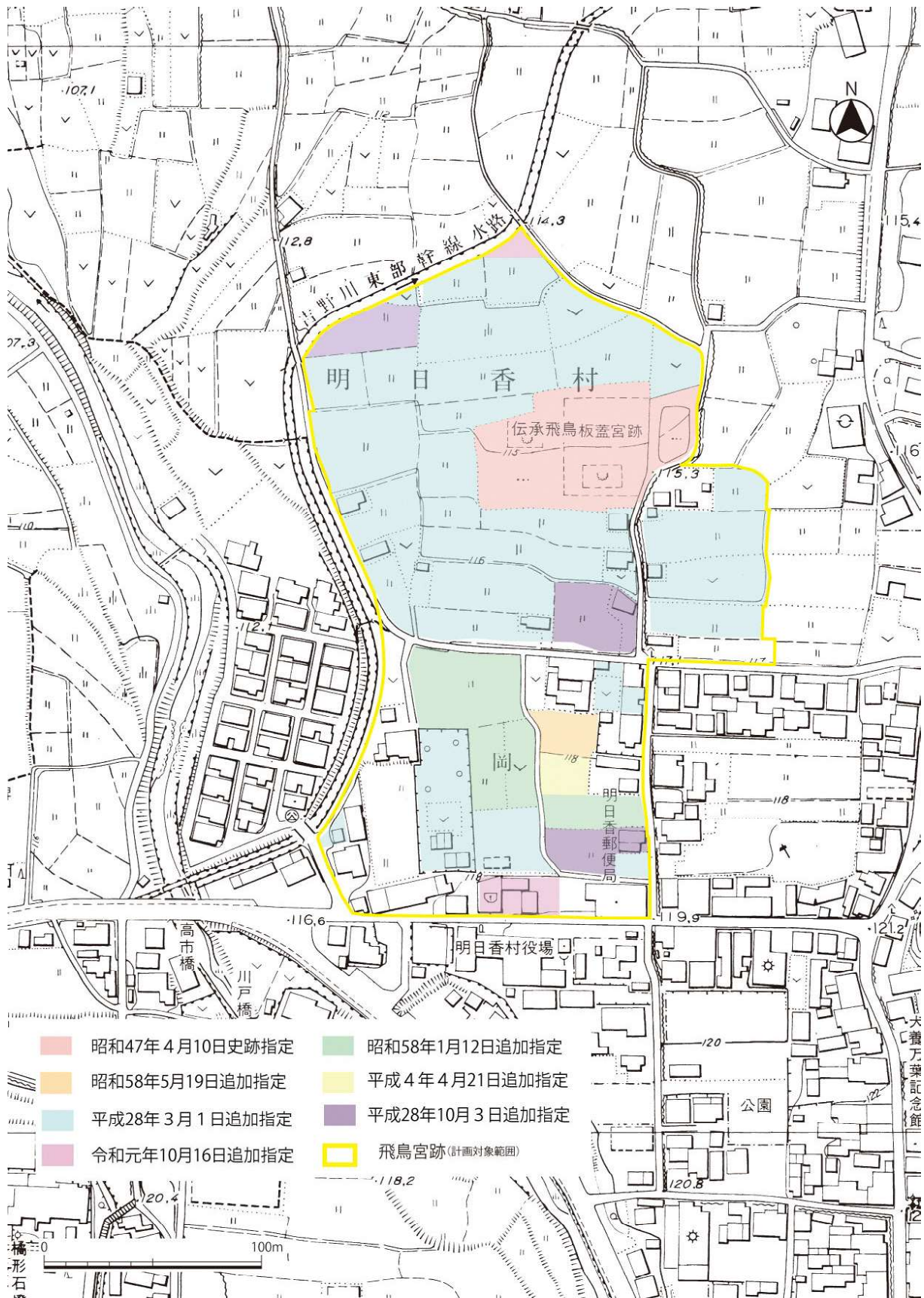


図 2-4 指定年別指定範囲